

令和2年9月7日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第26号

室長就任のごあいさつ

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
成年後見制度利用促進室長 松崎 俊久

8月7日付けで成年後見制度利用促進室長に着任した松崎と申します。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年に制定されてから4年あまりの年月が経過しました。この間、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定を経て、少しずつではありますが、中核機関を整備して、必要な人が成年後見制度を利用できるようにしていく地域連携ネットワークづくりに取り組む自治体も広がってきたように思えます。

他方で、地域連携ネットワークづくりのためには、福祉関係者や法律関係者など多くの専門職との連携が必要であり、なかなか一步を踏み出せない自治体もあるようです。国では多くの自治体のみなさまと接する機会がありますが、明確な課題意識を持った自治体の方々は、数々の取組事例に触れることを通じて、地域連携ネットワークづくりは既存のネットワークを広げていくことで可能となること、そしてそのアプローチは様々であってよいことが実感を伴って理解できるようになり、地域の既存のネットワークを再認識しようとするところから一步踏み出していくことが多いようです。国としても、全国の様々な取組の紹介が、新たな取組につながっていくということを意識しながら、各種研修の実施や成年後見制度利用促進ニュースレターの作成に取り組んでいきたいと思えます。

さて、課題意識という観点からみれば、都道府県が積極的に動いている地域では、市町村の課題意識も高くなり、地域連携ネットワークづくりが広がっていく傾向があるようです。現在、都道府県のみならずから成年後見制度の利用促進に関する取組を向うヒアリングを行っていますが、このような場が都道府県の積極的な活動につながり、ひいては市町村の積極的な活動につながっていく一つのきっかけになることを期待しています。

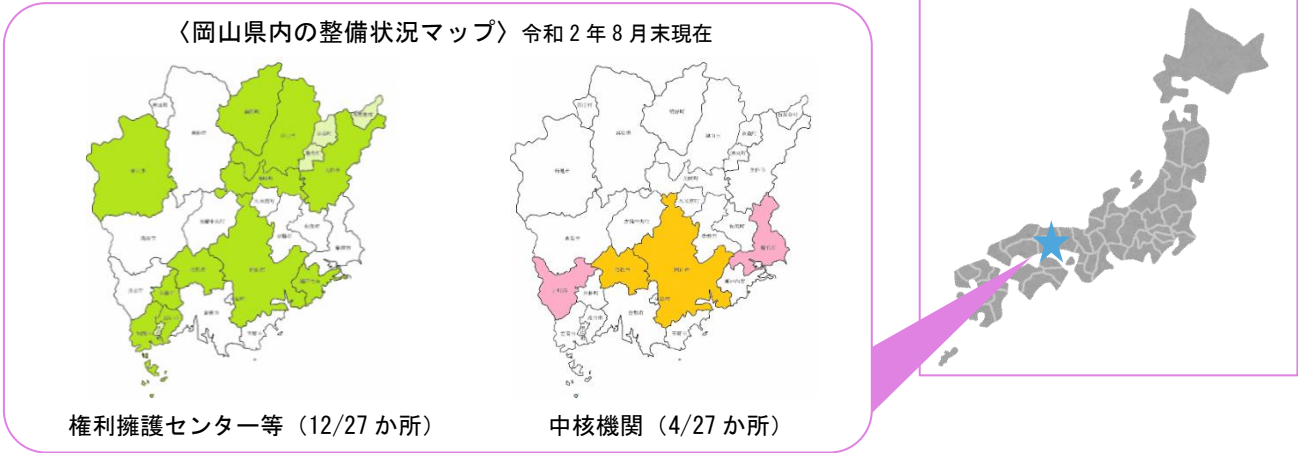
最後に、来年度は現行の「成年後見制度利用促進基本計画」の最終年度にあたります。成年後見制度を通じて、ノーマライゼーション・意思決定支援・身上保護の実践が広がっていくよう、みなさまと伴走していきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

利用促進室短信 ～国 基礎研修について～

「令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修の受講決定の考え方について」（令和2年8月25日付け当室事務連絡）でも案内しておりますが、本研修には定員の2倍以上というお申込みをいただきました。全員が受講できるようにするための検討を重ねましたが、全ての方のご希望に沿うことは演習実施の体制上難しい状況になっております。現在、幅広く研修内容をお届けする方法を検討しております。詳細が定まりましたら、改めてご案内致します。

1. 各地の取組紹介 ～岡山県で開催された市町村・社協対象の研修会のポイント～

- 都道府県や都道府県社協の担当者の方から「中核機関整備に係る研修会を開催したいけど、どんな内容を企画すれば良いのだろう…」というご相談が寄せられています。
- そこで、研修企画について、令和2年8月7日（金）に岡山県社会福祉協議会が開催した「令和2年度第1回 市町村社協 法人後見連絡会」の中で、工夫されていたポイントをご紹介します！



研修を企画する担当者が開催前に考えていたこと

研修のテーマや対象者について、現在の岡山県内の整備状況や市町村・市町村社協から聞いていた声、そして地域での権利擁護支援体制を充実したものにするためには市町村と市町村社協の連携が不可欠であるとの認識を勘案し設定しており、担当者の工夫が見られます。

研修をひとつの機会・変化点と捉えて、研修の前後の状態を描きながら企画していくことが重要ですね。



①県内の整備状況から

中核機関の整備について、市町村ごとに取組段階の開きがある

③県との共通認識から

市町村と市町村社協の連携が不可欠

②現場の声から

中核機関の必要性は分かってきたが、どうすればよいか、どう連携したらよいかわからない・・・



研修の企画に反映

<全体テーマ>

中核機関の設置に向けた不安払拭や、悩みの解消、立ち上げに向けた動機づけ

<参加対象者>

毎年市町村社協のみを対象としていたが、県担当者や相談し、県・市町村、家庭裁判所にまで拡充

研修のプログラムにおけるねらいと工夫したポイント

プログラム	テーマ	発表者等
① ミニ制度解説	「初めてでも大丈夫！10分で分かる『中核機関』」	岡山県社会福祉協議会
② 取組紹介	「瀬戸内市権利擁護センターの取組内容について」	瀬戸内市社会福祉協議会
	「岡山市の中核機関について」	岡山市社会福祉協議会
③ 意見交換	「みなさん、中核機関の設置どうしてますか？」等	グループワーク
④ 情報提供	「地域連携ネットワークにおける家庭裁判所の役割」	岡山家庭裁判所
⑤ 中央情勢報告 (オンライン講義)	「成年後見制度利用促進計画と中核機関に期待される役割」	厚生労働省成年後見制度利用促進室

①ミニ制度解説「10分で分かる『中核機関』」

参加者の中核機関に対するハードルを下げるとともに、その後の意見交換等を行う上でベースとなる中核機関に関する考え方や言葉の共有化が必要であることから、初任者でもわかる平易な表現を用いた説明をしています。



参加者からも、わかりやすいと好評でした

②中核機関の取組紹介

単に先進事例を取り上げるのではなく、以下のポイントから2つの実践例を選定し、紹介しています。

[1] 瀬戸内市

(現在、中核機関整備に向けて準備中の市町村)

既存の権利擁護センターの取組を、中核機関整備に向けた検討・準備内容と合わせて伝え、参加者が中核機関を新たなハコモノではなく、既存の資源を活かして前向きに取り組めるイメージを持てるようにする。

[2] 岡山市

(令和2年4月に中核機関を整備した市町村)

中核機関の整備前後で変わったことや、成年後見制度利用促進機能等今後拡充していく機能などを伝え、参加者が中核機関整備後の状態をイメージができるようにする。

③参加者同士の意見交換

活発な意見交換が行われるように、市町村グループと市町村社協グループといった同じ立場の集まりにしています。また、中核機関の準備段階から整備までの色々な話題について、自由に担当者レベルでの不安や悩み等を共有できるよう、行政圏域や取組状況を敢えて区切らないといったメンバー設定の工夫があります。

この結果、取組紹介を聞いた感想や疑問の共有から徐々に話題が盛り上がり、様々な観点からの意見交換が実施できたとのことです。



④家庭裁判所からの情報提供・⑤厚生労働省による中央情勢報告（オンライン）

①～③の後に、岡山家庭裁判所からは、地域連携ネットワークにおける家庭裁判所の役割を伝え、また、厚生労働省成年後見制度利用促進室からは、全体的な総評も含め、各取組紹介が制度のどこに位置しているのかの解説や、他都道府県の先進取組等について紹介するよう、企画されました。



家裁の役割を知り、市町村の動きに沿った連携が開始されることで充実した体制につながります。また、利用促進室ではオンラインでも行政説明を実施しています。研修など、オンラインを活用した取組もぜひご検討ください。



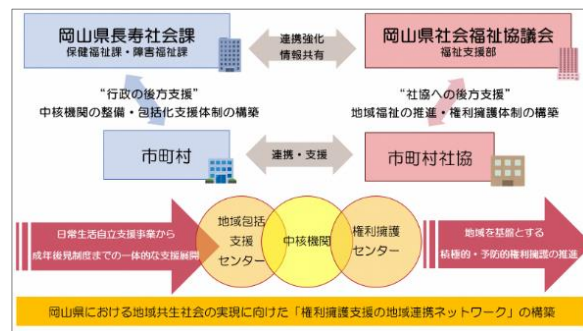
研修の効果と研修後の取組に向けて

以上の様に、市町村職員と市町村社協職員が一同に会する機会を設けたことで、参加者からは「中核機関整備前後の状況などが分かり、良い刺激になりました」「自分たちの市町村ではどうしたらよいか、これから市役所と社協で一緒に考えていきます」等、中核機関整備に向けた前向きな声が挙がり、当初の目的を達成できたといえます。

さらに、研修を一時的なイベントとしてではなく、プロセスとして捉え、意見交換等で挙げた内容を、研修後に深掘りやフォローアップをしていくことで体制整備につながります。岡山県社会福祉協議会では、今年度秋頃に、市町村等を対象として岡山県と岡山家庭裁判所が圏域ごとに開催する「情報交換会」に、今回の内容をつなげられるよう、引き続き、関係機関との連携を進めていくとのことです。

また、岡山県社会福祉協議会では、これまで培った日常生活自立支援事業や法人後見事業、権利擁護センター開設支援等の経験を踏まえ、地域福祉の推進の一環として総合的な権利擁護支援体制の構築に向けた後方支援を行っていきたいと考えているとのことです。

こうした都道府県や都道府県社会福祉協議会による具体的な活動支援体制も合わさると、さらなる充実が期待されます。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】 (内線 2228) FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

